

## 第 12 回

### 原子力安全基準・指針専門部会

#### 速記録

原子力安全委員会

(注：この速記録の発言内容については、発言者のチェックを受けたものではありません)

原子力安全委員会 原子力安全基準・指針専門部会  
第12回会合議事次第

1. 日 時：平成21年4月27日（月）10：00～12：00

2. 場 所：共用第1特別会議室（中央合同庁舎第4号館11階）

3. 議 題：

- （1）安全審査指針類の検討について
- （2）小委員会における検討について
- （3）その他

4. 配付資料

- |             |                                |
|-------------|--------------------------------|
| 基指専第12-1号   | 原子力安全基準・指針専門部会構成員              |
| 基指専第12-2号   | 安全審査指針類の検討について（指示）             |
| 基指専第12-3-1号 | 体系化検討小委員会の設置について（案）            |
| 基指専第12-3-2号 | 燃料関連指針類検討小委員会の設置について<br>（案）    |
| 基指専第12-3-3号 | 立地指針等検討小委員会の設置について（案）          |
| 基指専第12-4-1号 | 体系化検討小委員会における検討について<br>（案）     |
| 基指専第12-4-2号 | 燃料関連指針類検討小委員会における検討につ<br>いて（案） |
| 基指専第12-4-3号 | 立地指針等検討小委員会における検討について<br>（案）   |
| 参考資料第12-1号  | 原子力安全委員会専門部会運営規程               |
| 参考資料第12-2号  | 原子力安全基準・指針専門部会運営要領             |

出席者

●専門委員

阿部 清治	阿部 豊	石島 清見
巖淵 弘樹	神田 玲子	鈴木 康文
竹下 功	武田 邦彦	竹田 敏一
平野 光將	△藤城 俊夫	◎矢川 元基
山口 彰	山崎 晴雄	山下 正弘
山脇 道夫		

注) ◎：部会長、△：部会長代理

●原子力安全委員会

鈴木 篤之	早田 邦久	久住 静代
小山田 修	久木田 豊	

●事務局

青山 伸	竹内 大二	山田 知穂
丸山 秀明	与能本 泰介	池田 英貴
奥 博貴		

午前10時01分 開会

○矢川部会長 おはようございます。時間になりましたので、事務局は定足数の確認をお願いいたします。

○竹内審査指針課長 おはようございます。

原子力安全基準・指針専門部会の構成員は担当する原子力安全委員会委員を含めまして33名でありまして、構成員の3分の1以上が定足数となります。現在20名の構成員にご出席いただいておりますので、定足に達しております。

○矢川部会長 それでは、原子力安全基準・指針専門部会第12回会合を開催いたします。

本会合は公開となっており、発言内容は速記録として残すことになっておりますので、ご発言が重ならないよう、ご発言は進行役の指名後ということで、ご協力をお願いいたします。

では、初めに4月17日付けで原子力安全委員の交代がございましたので事務局よりご紹介をお願いいたします。

○竹内審査指針課長 4月17日付けで東原子力委員、中桐委員が退任されまして、小山田委員、久木田委員が4月17日付けで就任されています。

小山田委員は担当安全委員としてこの原子力安全基準・指針専門部会の構成員に、また久木田委員は4月17日付けでこの基準・指針部会の専門委員を退任しまして、担当の安全委員に就任しております。

○矢川部会長 それでは、小山田安全委員と久木田安全委員に一言ずつごあいさつをお願いいたしたいと思います。

○小山田安全委員 4月17日から新しく原子力安全委員会委員になりました小山田でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○久木田安全委員 同じく新たに原子力安全委員会委員を拝命いたしました久木田でございます。これに伴いまして、本専門部会は退任ということになりますが、引き続きよろしくをお願いいたします。

○矢川部会長 ありがとうございます。よろしくをお願いいたします。

それでは続きまして、事務局より配付資料の確認をお願いいたします。

○竹内審査指針課長 お手元の議事次第でございますが、本日議題は安全審査指針類の検討についてと、小委員会における検討についてという2つございます。

まず、資料といたしましてはこの専門部会の構成員のリスト、それから指針類の検討に関します議題に関して、基指専第12-2号の安全審査指針類の検討についての指示文書、それから基指専第12-3-1、2、3号といたしまして、3つの小委員会の設置について、3つ資料ございます。それから小委員会における検討の内容につきまして、基指専第12-4-1、2、3号の3つで、各々の小委員会における検討についてという資料を用意しております。また、参考資料といたしまして、専門部会の運営規程、それから原子力安全基準・指針専門部会の運営要領を参考資料として添付しています。また、常備資料、それから指針類をテーブルの上に置かせていただいております。

資料は以上のとおりですが、不足しているもの等がありましたら事務局までお知らせください。

○矢川部会長 それでは、よろしいでしょうか。

では、議題に入りたいと思います。議題は安全審査指針類に関する検討について」です。本件に関しましては、原子力安全委員会から専門部会あてに検討に関する指示を受けておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

○竹内審査指針課長 資料「基指専第12-2号」でございます。本件につきましては、前回第11回の原子力安全基準・指針部会におきまして、指針類の検討に関してご議論をいただき、その議論を踏まえまして、次回会合、すなわち今回会合に審議の方法についての案をお諮りすることとしておりましたそのものでございます。平成21年4月23日の原子力安全委員会で決定されました安全審査指針類の検討についての原子力安全基準・指針専門部会部会長あての指示文書でございます。

短いので読ませていただきます。

原子力安全委員会は、安全審査指針類に科学的合理性に基づく最新の知見を取り入れる観点から、国内外の状況も踏まえ、安全審査指針類の改訂等について検討することとしております。

つきましては、貴専門部会において、以下の事項を検討してください。

1. 「安全審査指針の体系化について」を踏まえて貴専門部会へ指示した「安全審査指針類の体系的な見直しについて」への追加事項として、本報告書に示されている体系化の方向性に基づく下記事項。

(1) 安全審査指針類の具体的な体系化方策。

(2) 安全審査指針類に関する基本的な安全確保の考え方。(発電用原子炉施設とその他原子力施設に関する整理を含む。)

(3) その他、重要と認められる事項。

2. 安全審査指針の体系化についてを踏まえて、貴専門部会へ指示した「安全審査指針類の体系的な見直しについて」への追加事項として、燃料関係指針類についての下記事項。

(1) 燃料関係指針類における要求事項の整理。

(2) トピカルレポート等の位置づけ。

(3) その他、重要と認められる事項。

3. 「原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断のめやすについて」及び関連する安全審査指針類を対象とする下記事項。

(1) 最新の知見の反映。

(2) その他、重要と認められる事項。

検討結果を踏まえ、必要に応じて、関連する安全審査指針類の長期的な改訂の方向性及び当面の改訂内容(具体的な安全審査指針類の改訂案がある場合は、それを含む。)について、1年以内を目途に中間報告等を取りまとめ、原子力安全委員会に報告してください。

という内容でございます。以上です。

○矢川部会長 それでは、ただいま説明がございました指示内容について検討するため、本専門部会に小委員会を設置したいと考えておりますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、指示に基づいて設置する小委員会について事務局より説明をお願いいたします。

○竹内審査指針課長 資料「基指専第12-3-1号」でございます。先ほどの指示文書で3つの検討事項、指針の具体的な体系化方策に関するもの、それから燃料関係指針類における要求事項の整理等に関するもの、それから立地指針等に関するものという3つの指示内容がございますので、それぞれに対応するものとして、3つの小委員会の設置というものを案として作成しております。

まず、体系化の検討小委員会の設置についてでございます。目的としましては、

原子力安全基準・指針専門部会において、安全審査指針類に科学的合理性に基づく最新の知見を取り入れる観点から、国内外の状況も踏まえ、安全審査指針類の体系化に関する検討を行うにあたり、専門的かつ具体的な審議に資するため、部会に体系化検討小委員会を設置し、安全審査指針の体系化についてを踏まえて、本報告書に示されている体系化の方向性に基づき、次のような検討を行う。

検討事項としましては、先ほどの指示文書の内容のとおりでございますが、安全審査指針類の具体的な体系化方策、それから安全審査指針類に関する基本的な安全確保の考え方、その他、重要と認められる事項という検討事項でございます。

構成員の案としまして、阿部先生、石島先生、岩田先生、可児先生、衣笠先生、平野先生、更田先生、藤城先生、山内先生を案とさせていただきます。

引き続きまして、資料の「基指専第12-3-2号」でございます。燃料関係指針類の検討の小委員会の設置についてでございます。これにつきましても目的は原子力安全基準・指針専門部会において、安全審査指針類に科学的合理性に基づく最新の知見を取り入れる観点から、国内外の状況も踏まえ、燃料関係指針類の体系的整理に関する検討を行うにあたり、専門的かつ効率的な審議に資するため、部会に燃料関係指針類検討小委員会を設置し、「安全審査指針の体系化について」を踏まえて、具体的な体系化を進めるため、燃料関係指針類について、次のような検討を行うということで、検討事項は先ほどの指示文書の内容のとおり、燃料関係指針類の要求事項の整理、トピカルレポート等の位置づけ、その他、重要と認められる事項でございます。

構成員の案といたしましては、阿部弘亨先生、阿部豊先生、岩田先生、笠原先生、高木先生、杉山先生、更田先生、藤城先生、山中先生、山本先生を案とさせていただきます。

それから最後の立地指針等の検討小委員会の設置について、「基指専第12-3-3号」でございますが、これにつきましても目的は原子力安全基準・指針専門部会において、安全審査指針に科学的合理性に基づく最新の知見を取り入れる観点から、国内外の状況も踏まえ、安全審査指針類の改訂等に関する検討を行うにあたり、専門的かつ効率的な審議に資するため、部会に立地指針等検討小委員会を設置し、「原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断のめやすについて」及びこれに関連する安全審査指針類を対象とし、次のような検討を行うというこ

とで、指示文書の内容にあります最新知見の反映、その他、重要と認められる事項でございます。

構成員の案といたしましては、石島先生、岡本先生、梶本先生、川上先生、酒井先生、竹下先生、平野先生、藤城先生、本間先生、山口先生、山内先生を案とさせていただきます。

以上の3つの小委員会の設置案でございます。

○矢川部会長 ありがとうございます。それでは、鈴木委員長より指針検討の指示と各小委員会の設置について、補足説明等ございましたらお願いいたします。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

これはこの場で既にいろいろご議論、前回もいただいたところでありますが、その時私の方からもコメントさせていただいた記憶がございますけれども、安全委員会においてはその審査でその参考にしております指針類については、科学的な知見、ここでは科学的合理性に基づく最新知見と書いてあるところですが、そういう科学的な知見について必要な場合には出来るだけ速やかにこれを指針等に取り入れることということになっています。そういうことは前から分かっていることなんです、なかなかその個々の新出案件であるとか、あるいは中越沖地震とかいうことが起きますと、その対応等に追われて、その指針類をそのような観点からきちんと見直すということが簡単になかなか出来ないという事情がございます。そういうことであるんですが、やはりこの際、可能であれば指針類の見直しを是非行いたいということで、過去においてここ数年、委託調査でいろいろなところに予備的な検討をお願いしてきたところ、少しずつ具体的な改訂の方向性というようなものが出てきているように見受けられますので、それをこのような公式なオープンの場合での議論に付して、可能な範囲から具体的な改訂案というのを是非作っていただきたいと、こういう趣旨でございます。

それで、この最初の体系化であります、これはここで何度かご議論いただいているように、余り姑息なパッチワーク的な改訂は好ましくないよというご示唆をいただいています。それはそのとおりだと思いますので、それについてはきちんとご議論いただきたいと思っておりますのと併せて、検討事項の(2)はやはり I A E A等の動向を踏まえますと、基本的にこの安全確保の考え方というのはやはり改めて日本でも明文化すべきではないかというご議論がございましたと私は記憶

しております。

そういうことで、そのような方向性を出していただくためにも、何かどういう表現が適切なのかということについて、是非ご示唆いただきたいと、これが最初の小委員会でございます。

それから2点目の燃料関係でございますが、これは日本原子力研究開発機構の方に委託させていただいて、予備的な検討をお願いしてありましたところ、いわゆる以前おまとめいただいた体系化の方針案のようなものがあるんですが、その方針案に沿って考えると、燃料関係についてはどのような整理が可能かというような検討をいただいています。そのような予備的な検討の成果を是非可能な範囲から具体化していただけないかということで、このような小委員会の設置案にさせていただきます。

同時にご承知のように、現在原子力安全・保安院の方では特に燃料関係が先行するというふうに聞いていますが、トピカルレポートと称するその技術文書を出るだけ今後は活用して、その安全審査の機動性を高めていきたいというように方針が出されています。安全委員会もそれは大変良いことだと思っております、しかしながら安全委員会側ではトピカルレポート、安全審査の中でどのように位置付けるかについて、公式の場で検討したことがございません。そういうことからこれについては是非ご検討いただきたい。これが2番目の小委員会であります。

3番目の小委員会ですが、これはいわゆる立地指針と称しているものが昭和39年に決めたまま基本的にはそのままになっているということで、一言で言うと大変古いものがそのまま今使われていると。こういう状況の中でいろいろな議論が国際的、あるいは諸外国でなされている中で、日本ではこのままで良いのかどうか、今の段階でこのままで良いということもあり得ると思えますけれども、やはり最新知見は最小限この程度は反映したらどうかという、そういう考え方もあろうかということで、その辺についてご専門の先生方に集中的にご審議をいただきたいと。そういうことから、3番目の小委員会の3つ目をご提案させていただきます。

よろしく願いいたします。

○矢川部会長 どうも鈴木委員長ありがとうございました。

それでは、ただいま鈴木委員長と事務局から説明いただきました内容に関連し

まして、ご質問あるいはご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

武田委員どうぞ。

○武田委員 今このタイミングで言うのが適切かどうか、ちょっと明確には分からないんですが、この前ご議論があって2回目なので、ちょっと2つばかりお聞きしたいことがあるんですけども、1つは私は、特に日本の原子力というのは非常に安全で、もともと安全には余り問題がないと。技術的な面では。ただ、社会的には不安全だと思われていると。非常に安全な発電方法が不安全だと思われているというところが、一番大きいんじゃないかというふうに思うんですね。これは私の考えなんですけれども。従って、指針の問題についても指針の内容を技術的により正しくするよりか、国民の認識が少しずれているものを指針とか基準という面で何とか少し良く分かるような形に出来ないかというのは、この専門部会でも、発言させていただいたことがあるんです。ということは例えば今この指針類というのを見ると、これはもう全然国民不在で何も分からない。かなりの専門家で、僕なんかも原子力を15年ぐらいやっても良く分からないところがあるというぐらい膨大だし内容も専門的になっている。

だから、指針というのは、専門家だけが分かれば良いのかというと、やっぱり普通の人がある程度見て、こういう基準で国は原子力の安全について担保しているんだなということが分かるようなものも、これは基準というのか、基準の説明書というのか良く分からないんですけども、それから基準の書き方かもしれないんですけども、そういうのもいるのではないかというか、そういう技術的な面のものと、それから原子力の安全というのは一つは国民みんなが安心して原子力を受け入れるという役割が非常に大きいので、そういう視点をちょっと入れてみたらどうなのかなというのは一つはちょっと思います。

それからもう一つは、この前の議論を聞いていて、この前考え込んでしまったんですけども、最新の情報を入れるということと、体系化というのが何かしっくりいかないなと思って、それで専門家のところに行ったり、ちょっと物の本を読んだりしましたら、体系化してはいけないらしいですね。最新のものを入れるためには。つまり最新というのと体系化というのは概念が違って、相反すると。だから最新のものをやる時には体系化しないことが大切だということらしいんですね。僕もそういう説明を聞いたり勉強して、なるほどと思ったんですね。そう

いう時にどうするかというと、僕は受け売りで大変恐縮なんですけど、最新のものをに入れていく時には、せいぜいインデックスぐらいの体系化が出来ると。例えばこの基準とこの基準はどういうふうに繋がっているんだという表というかガイドがある。しかし、そのもの自身は体系化しない。なぜかということ、体系化すると体系化しているうちに陳腐になるので、もう全然何をやっているんだかみんなが追いついていけなくなる。従って個別のものに最新を入れながら、体系化については、これは今日言うておられる体系化は良く分からないんですけども、普通に整ったものという意味では個別ばらばらのものを繋ぐシステムと、個別ばらばらに最新のものが入っているという、そういうシステムではないとうまくいかないという話で、非常に納得したんですけども。

そういう点でここで言われている体系化というのは、例えば燃料何とかかんとか、基準集とかといった体系化であれば、それはどうもだめらしいという感じなので、そこら辺はちょっとお伺いしようかと、2点お願いしたいと思います。

○矢川部会長 大変重要なポイントをご指摘いただいたかと思えます。

それでは、この件につきましては事務局から、あるいは安全委員会側から。では鈴木先生どうぞ。

○鈴木委員長 武田先生のお話、いつも大変我々にとって勉強になることが多くて助かっているんですけども、今の2つのご指摘も、いわゆる原子力に長年ずっとつかってしまっていると、なかなか気が付かないというのか発言しにくい、そういう側面があるかと思えますけれども、おっしゃっていることは私どもも実は非常に感じていまして、まず2点目の方から申し上げますと、この点については他の今日の専門部会の委員の方々からもご意見があるかと思えますし、また今後の小委員会の議論の中でもご議論いただいた方が良い点もあると思っておりますけれども、現時点で私の理解するところを申し上げますと、確かに体系化と新知見の反映というのは、矛盾するところが現実にはある可能性が確かに、むしろあると思わなければいけないと、こう思っています。従ってこれ現実に安全委員会としてもなかなかその両方をうまくかみ合わせて議論することが正直申し上げましてこれまで余りうまく出来ていないと、こう思っています。

そんなことから、既にここでもご議論いただいたように、体系化を先にするのか、新知見を先にするのか、あるいは同時に進めるのかというようなことで、

いろいろな先生方のご意見があったんだと思います。

私は実はまさにその点からもいわゆる体系化はこの体系化小委員会でやっていただいて、新知見の反映は燃料については燃料、立地については立地の方で、それをむしろ優先するような形でやっていただけないかと。その議論を同時並行的に進めることによって、少し時間はかかると思うんですけども、体系化と新知見の反映が何となく現時点で最も好ましい姿というものにしていただければと思っています。ですから、その点については答えになっていないと思いますが、議論を進めながら実質的には原子力の安全確保がなされることがもちろん基本ですから、そのことに支障を来たさないようにしていただきたい。

それで、実際私も良く分からないんですが、最近いろいろ勉強してみますと、アメリカのNRCの体系というのは今おっしゃったように、インデックスといいますか、割とむしろ今まさに武田委員が言われるようなことを何とか工夫しながらやっているのではないかと想像いたします。ですから、そういう方向は確かにあると思います。他方、IAEAなんかは指針類は今までいろいろ作ってきたところ、やっぱり分かりにくいということで全体を一つの枠組みを大きく見直してみ、改めて議論しているというのが現状だと思っています。

燃料については私は何となく感じていますのはこのような小委員会における議論を通じて、燃料関係の指針類で抜けているところがないのかどうか、あるいは安全委員会なりのリクワイアメントがやや細か過ぎたり、バランスを欠いているところがないのか、あるいは細か過ぎるために新知見の反映がむしろ難しくなっているというようなところがないのかということで、つまり現状の指針類の弱点といいますか、欠陥といいますか、そういうものをこの議論を通じてむしろ出していただければと、こんなふうに思います。これが2番目のご指摘に対する私の今現在感じているところであります。

最初の点なんですが、これはたまたまなんですけれども、先生のご指摘が今日はそういう意味でいただきましたけれども、私実はこの小委員会を3つ作って立ち上げるのに関連して、最近良くアウトリーチと言われてますよね。それでいろいろな科学技術の分野でも、いろいろな先生方がむしろ国民あるいは科学技術については日頃余り関連を持っていないような人たちとどのようなコミュニケーションを図っていくのかということについて、これもかなり専門的に検討が進め

られていると、こういうふう理解してしまして、原子力安全は今まで余りそのことを取り上げて議論したことはないと思っけていまして、従っていわゆるアウトリーチ的な立場といひますか、見方から、原子力安全についてちょっと検討したらどうかと、たまたま私は思っけておりました。ですから、これは他の安全委員の先生方ともご相談しなければいけないんですが、どういふ場で議論するのが良いのか全く今まだ具体的な案を持っけておりませんけれども、そういう議論を試みに進めてみたらどうかと思っけておりますので、出来ればそういう時に是非武田先生にもお加わりいただきて、他分野のところも含めまして、いろいろお知恵を拝借出来たら非常にありがたいと思っけています。

よろしくお願ひいたします。

○矢川部会長 どうもありがとうございます。

ただいまの件、あるいは別の件でも結構でございますが、何かございませんでしょうか。

どうぞ。

○藤城部会長代理 今回の武田委員の意見について、もう6年前になりますけれども、体系化の報告書をまとめるところに参加させていただいた者として、私はご説明になるかどうか知りませんが、そこの趣旨を少しつけ加えさせていただきたいと思っけていますが、体系化の大きな目的として一つは、分かりやすくするという。実は国民に分かりやすくする前に、積み木細工でいろいろ指針を作っけてきたものですから、専門の中でも今までの経緯を良く考えないと、その上位の要求がどういふふうにして下位のもので受けるかというのがはっきりしていないというところもこれはあるということで、そういった意味で一つは出来るだけ使う上でも分かりやすくするということが体系化というのの一つの目的として議論されました。

もう一つは体系化とそのいわゆる新知見の間の相反すると、そういう面も確かに体系化をしっかりと、枠組みづくりに固執しますとおっしゃるとおりでありますけれども、もともと体系化の議論を検討し始めた動機は、出来るだけ指針類を階層化して、下位の指針については出来るだけ新知見を入れるようなふうには、かなり上位の指針での検討よりもより簡素な検討、あるいは判断で更新が出来るようにという趣旨もございました。

従って、一つは体系化することによってより新知見を入れやすくするという議

論がございました。従って、そういった意味では出来るだけその技術基準的なものは下位に落として、それはもう例えば学協会のものを安全委員会のものと同列に、もちろん評価はあるかもしれませんが、使うという方法で、より新知見を入れやすくするという趣旨が入ってございます。

ただ、上位の指針の中でも最新の考え方を入れるということになりますと、確かに非常に議論が大変になりまして、武田先生がおっしゃるように、例えば具体的には安全目標に関する考え方とかそういったものを体系化の中にどう位置付けしようかということになりますと、非常に大変な議論が実はあたらざるを得ないというところは先生のおっしゃるとおりでございます。その辺は多分今回の委員会に私も名前入っておりますので、多分大変な議論があると思います。その辺は十分、武田先生のご意見を踏まえて議論するのがよろしいかと思っておるところです。

○矢川部会長 どうもありがとうございました。

阿部委員どうぞ。

○阿部（清）委員 藤城部会長代理のご説明を繰り返すことになるかとは思いますが、私も武田委員がおっしゃった2つのご指摘は、相互にかなり関係がある。それからやはり2つ目にご指摘になりましたこの3つの小委員会の間で、必ずしも同じ方向を向くとは限らないという懸念も持っております。ただ、今藤城部会長代理がおっしゃいましたように、もともとその体系化を考えるとというのは、これは安全委員会が原子力安全についてこういうワンセットの指針の体系を与えることで、何を目指しているんだというのが分かりやすくなるためのものだと思っておりますし、それから以前にやはり体系化で議論した時も、体系化で階層構造を作るということ、つまり性能規定化するというようなことは、これはむしろ出来るだけ新知見を取り入れやすくする体系を作るためだったと記憶しております。

ですからその辺はこれからの議論になるとは思いますが、出来るだけきちんとそういうふうな前提でやっていけば何とかかなかなと思っておりますし、それから部会長代理はこれは3つの小委員会、全部入っておりますし、それから前の体系化の分科会の主査でもあったわけですから、その辺を藤城部会長代理に出来るだけ調整とっていただければうまくいくかなというふうに期待しております。

○矢川部会長 どうもありがとうございました。

今、おっしゃるとおりでありまして3つの小委員会、それぞれ関連がいろいろあると思いますので、藤城部会長代理は全部入っておられるようですので、その点は是非期待したいと思います。

他にいかがでございましょうか。よろしいですか。

それでは、意見も出尽くしたようでございますので、ではご説明いただきました「基指専第12-3-1号」から「基指専第12-3-3号」の案をとり、体系化検討小委員会、燃料関連指針類検討小委員会、及び立地指針等検討小委員会を設置することにいたします。

なお、専門委員への委嘱手続が必要な先生におかれましては、必要な手続を事務局の方でお願いいたします。手続終了後、正式に構成員となっていただくことといたします。

それでは、大変お忙しいところ申しわけございませんが、小委員会の構成員のメンバーの先生方、何とぞよろしくお願いいたします。

では続きまして、小委員会における検討についてです。

ただいま設置することにいたしました各小委員会における検討内容について、事務局よりご説明をお願いいたします。

まず、体系化検討小委員会における内容につきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

○池田課長補佐 それでは、お手元の「基指専第12-4-1号」の資料を事務局から読み上げさせていただきます。

体系化検討小委員会における検討について（案）。

#### 1. 検討目的。

平成21年4月23日付け、「安全審査指針類の検討について（指示）」を受け、「安全審査指針の体系化について」（平成15年2月6日原子力安全委員会了承）を踏まえ、「安全審査指針類の体系的な見直しについて（指示）」（平成16年8月30日）の追加事項として、上記報告書に示されている体系化の方向性に基づき、以下に示す項目を検討し、長期的な改訂の方向性並びに当面の改訂内容について、1年以内を目途に中間報告等を取りまとめ、原子力安全委員会に報告する。

経済産業省原子力安全・保安院においては、安全審査指針類を行政庁における

安全審査における審査基準として用いるとともに、安全審査及び後段規制において、関連学協会の策定する規格・基準類の活用も積極的に行ってきている。

上記のような現状を踏まえ、改めて適切な安全審査指針類の体系化に必要な議論を行い、今後検討すべき課題について抽出するとともに、体系化方策等について検討を行う。

## 2. 検討項目。

### (1) 安全審査指針類の具体的な体系化方策。

上記の「安全審査指針の体系化について」等について再検討し、これまでに追加・改訂された安全審査指針類を踏まえた体系化方策について検討を行う。

(2) 安全審査指針類に関する基本的な安全確保の考え方（発電用原子炉施設とその他の原子力施設に関する整理を含む。）

上記の安全審査指針類の体系化の再検討を踏まえ、発電用原子炉施設とその他の原子力施設に関する安全確保の考え方の整理等を行いつつ、安全審査指針類に関する基本的な安全確保の考え方について検討を行う。

### (3) その他重要と認められる事項。

安全審査指針類の体系化に関して、その他重要と認められる事項について検討を行う。

以上でございます。

○矢川部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明の内容につきまして、ご質問あるいはご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

阿部委員。

○阿部（清）委員 1点確認だけです。これは後の2つの小委員会も同じだと思いますが、その「1年以内を目途に」は、これは中間報告等の取りまとめということで、決してこれは1年でその最終的な報告書が出来ることを期待するものではないというふうに了解して良いでしょうか。

○矢川部会長 では事務局からお願いします。

○池田課長補佐 阿部委員のご指摘のとおり、特に体系化に関しましては十分な時間をとって検討していきたいと考えておりまして、1年以内については中間報告を目途にしております。

○矢川部会長 他にいかがでしょうか。よろしいですか。

ではどうもありがとうございました。

それでは続きまして、燃料関連指針類検討小委員会における検討内容につきまして、よろしくお願ひします。

○丸山管理官 それでは引き続きまして、「基指専第12-4-2号」についてご説明いたします。

燃料関連指針類検討小委員会における検討について（案）でございます。

1として、検討目的でございます。

平成21年4月23日付け、「安全審査指針類の検討について（指示）」を受け、「安全審査指針の体系化について」（平成15年2月6日原子力安全委員会了承）を踏まえ、具体的な体系化を進めるため、燃料関連指針類について以下に示す項目を検討し、長期的な改訂の方向性並びに当面の検討内容について1年以内を目途に中間報告等を取りまとめ、原子力安全委員会に報告する。

2でございますが、検討項目としてまず1つ目でございますが、燃料関連指針類における要求事項の整理。

上記の「安全審査指針の体系化について」を踏まえ、軽水炉燃料関連の指針類に与えられている「基本的要求事項」、これらを具体化した「具体的要求事項」、これら要求事項を満足させるための技術的な詳細を規定した「手引・技術規定」を整理し、体系化する。

また、体系化にあたっては、指針類に使用されている用語についても、上位の指針類において定義されている用語を基本とし、下位の指針類においても共通の定義付けがなされていることを確認する。

(2)でございますが、トピカルレポート等の活用ということで、電気事業者又はメーカーにおいて、安全審査の実効性の向上を目的に、実用発電用原子炉の原子炉設置（変更）の許可申請の引用文献となる燃料の機械設計等の各プラント共通事項について取りまとめた技術文書、これをトピカルレポートと称してございますが、まとめようとしております。

これらのトピカルレポート等が、燃料関連指針類の体系において、どのように位置付けられるのか、また商業機密が含まれる場合の非公開文書としての取り扱いの考え方等を整理する。

更に、トピカルレポートを燃料関連指針類の体系に位置付けた場合のトピカルレポートの評価方法及び範囲を整理する。

(3)でございますが、その他重要と認められる事項ということで、燃料関連指針類の体系化に関して、その他重要と認められる事項について検討を行うということで、以上でございます。

○矢川部会長 どうもありがとうございました。

では、この件につきまして、ご質問あるいはご意見がございましたらご発言をお願いいたします。よろしいですか。

それでは引き続きまして、立地指針等検討小委員会における検討につきまして、事務局よりお願いいたします。

○与能本管理官 それでは、「基指専第12-4-3号」を用いまして、立地指針等検討小委員会における検討についての案について説明させていただきます。

検討目的はこの小委員会の設置と同じでございます。立地に関する指針類を検討し、1年以内を目途に中間報告等を取りまとめ、原子力安全委員会に報告するということでもあります。

ちょっとなお書きでその下にありますが、内容的に少し重複するところもあるんですが、これまでも立地指針改訂の検討が行われてきたが、課題の抽出や論点の整理にとどまり、実質的に改訂がなされなかったことを踏まえ、検討に要する期間が長期に及ぶと考えられる項目については、指針を用いた安全規制の効果や運用可能性等を考慮し、段階的に見直す方法について検討するということを特記させていただいております。

2. で検討項目をまとめております。

まず最新知見の反映に関する事項といたしまして、まず1といたしまして、立地条件に対する最新知見の反映等ということでありまして、現在の立地審査指針には公衆の安全を確保するための基本的な安全確保の考え方を原則的立地条件として示しています。この原則的立地条件について、シビアアクシデント研究や確率論的安全評価手法の進展、防災に係る法令の整備、事業者による自主保安としてのアクシデントマネジメントの整備等、指針策定時以降に生じた大きな変化を踏まえて改訂の要否・内容等を検討してくださいというのが1つ目の項目であります。

2つ目といたしまして、重大事故・仮想事故の位置付けで、シビアアクシデント研究の成果等を踏まえ、シビアアクシデントと重大事故・仮想事故の関係、並びにこれら事故評価とめやす線量に基づく公衆との離隔に関する要求の必要性等について検討してくださいというのが2つ目の項目であります。

3つ目はソースタームに関係するものでありまして、炉心から放出される放射性物質、ソースタームについて、シビアアクシデント研究の成果等を踏まえて改訂の必要性並びに必要な場合の改訂内容について検討してください。改訂を必要とする場合には、特に米国において90年代にソースタームの改訂を行っていることを考慮するとともに被ばく線量評価手法についても検討する。評価手法に関しては、安全評価に関する審査指針等に記載されていることから、関連する指針類の見直しも検討する。

4つ目がめやす線量でありまして、離隔の適切性を判断するための個人及び集団に対する被ばく線量のめやすについて、ICRP勧告等の最新知見を踏まえ、改訂の必要性を検討し、必要な場合には改訂方法・内容について検討するというものであります。

2つ目の項目として、その他重要と認められる事項として、1つ目として、他の原子力施設に対する影響の検討。

他の原子力施設の立地評価に対するこの立地指針、軽水型炉を対象とした立地指針改訂の影響を検討し、その結果、本小委員会での検討が適切でない判断する場合は、適宜、原子力安全基準・指針専門部会に報告してください。

2つ目として、関連する指針類についての検討としまして、改訂された立地指針の要求を明確化するために、他の指針類の改訂・策定の必要性を検討し、その結果、本小委員会での検討が適切でない判断する場合は、適宜、原子力安全基準・指針専門部会に報告する。

3つ目といたしまして、その他本小委員会において重要と認められる事項としております。

以上であります。

○矢川部会長 どうもありがとうございました。

ただいまの内容につきまして、ご質問、あるいはご意見ございましたら、よろしく申し上げます。

阿部委員、どうぞ。

○阿部（清）委員　もう皆様ご承知のように、立地に関しての要求というのは大きく分ければ2つであって、1つはサイトの周辺のいろいろなことがサイトに対して悪影響を与えないこと、それからもう一つは施設で起きる事故がその周辺に対して悪影響を与えないこと、この2つだろうと思っているわけです。そういった観点で見ますと、この検討項目の中の2番、3番、4番というのは、これは後者の方に属するわけですね。1番の方は実際にはこれまでの立地評価の指針等でも直接は扱ってなくて、活断層の上に直接立地しちゃいけないよというようなのは極めて基本的なことを除けば、これは全部設計指針で担保しているわけですね。ここにある記述そのものは私は極めて適切だったと思うんですが、これまでのいろいろな改訂とか何かを踏まえて、それを参考にして考えていきたいと思いますというところまでは結構だと思っているんですけども、それは決して、例えばアクシデントマネジメントのような施設の運転に関するようなところ、あるいは詳細設計に関するようなところを立地指針の中に盛り込むことではないというふうに了解していますが、それで構わないでしょうか。

○矢川部会長　これ事務局お願いします。

○与能本管理官　これまでの委託調査の検討なんかを拝見させていただいておりましても、立地指針でまとめるところは、やはり立地に際しての周辺公衆の安全確保に関する基本的な考え方をまとめるべきであると。そういったところで安全確保の手段として、現在の指針に書かれておりますことは安全防護施設との関係ということで、設備と設計とだけの関係が書かれておりまして、そういった面でアクシデントマネジメントの話が今出てまいりましたが、そういったことも考慮する必要があるのかどうか、そういった基本的なところはご議論いただきたいとは考えておりますが、これはあくまで立地指針でありまして、アクシデントマネジメントの話は非常に広範囲で非常に内容の多いものですから、アクシデントマネジメントに関しての要求等々をまとめることが必要であるならば、別のところで指針類として策定していただきたい。そういう意味で、この検討についての案でその他重要と認められる事項として、別に要求を、2つ目でありますけれども、立地指針の要求を明確化するために他の指針類の改訂・策定の必要性がある場合には、この小委員会で検討することが適切で無いと判断する場合は、上に上げて

別のところで検討するということを検討していただきたいと考えています。

○矢川部会長 よろしいでしょうか。

他にいかがでしょうか。

竹田委員、どうぞ。

○竹田委員 1つ質問させていただきたいんです。

基指專の第12-4-2号でございます。それで、(2)トピカルレポートの活用の3行下なんですけれども、これちょっと文字の点で各プラント共通事項について何とかされた技術文書(以下「トピカルレポート」という。)という文章がございますけれども、この各プラント共通事項の技術文書のみ絞るわけでしょうか。

○矢川部会長 すみません、今は立地のことを議論しておりますので、後で全体をもう一度振り返りますので、よろしいでしょうか。

では、今の立地関連でのご質問等がございましたら、どうぞお願いします。

武田委員。

○武田委員 私、間違っているのかもしれませんが、この立地指針は技術的な指針、つまり技術的な安全を守るための指針に限定されているのかということなんです。それから、こういうのは国がやる仕事の中にどういうふうに位置付けられるか僕も分からないんですけれども、例えばある大きな自治体の真ん中に原子力の施設を作って、周辺の自治体には余り影響がない場合と、それから境界に原子力施設を作るといような場合とで立地に対して検討しなければならないことというのは、かなり違ってくるのではないかと思うんですね。それは指針ではなくて、自治体の方で勝手に考えろということなのか、それとも原子力安全委員会として、そういう異なった自治体との間の具体的な立地指針、立地というと、自治体と密接に関係があるというか、自治体そのものがというような感じがするんですが、そういったものは指針の中に本来的に入るものなのでしょうか。

○矢川部会長 どうぞ、お願いします。事務局。

○竹内審査指針課長 まず原子力安全委員会が行う安全審査は、原子炉等規制法に基づいて行政庁が立地審査をして、その中で災害防止上支障がないことという観点について審査をいたしますので、その災害防止上支障がないという観点でどういうことを審査をするかが、この各指針になっております。

今、武田先生がおっしゃられたような立地に関する諸条件ということは、どちらかというところ、いわゆる1次合否とか安全審査に入る前の段階でやられる諸手続の中で考えられるものではないかと思っております。

○矢川部会長 よろしいですか。

どうぞ。

○与能本管理官 今のご質問の自治体との関係ですけれども、やはり安全に関するところは立地の審査指針として含まれるべきだとは思いますが。これは一般論であります。ただ、より直接的に言いますと、例えば防災のやり方でありまして、そういったところに入りまして、現在の立地指針では防災との関連と申しますか、防災計画に対してどのようなことを事業者がするかという、そういったことを必ずしも明確にはされておられません。今回の小委員会での検討では、是非そのあたりについても防災との関係についても議論をいただきたいと考えています。

○矢川部会長 では、早田委員。

○早田委員長代理 今の武田先生のご質問なんですけれども、全く個人的な考えですけれども、要するに原子力施設があって、その周辺にどういう影響が及ぶか。及ばないようにしなさいという時に、地域の境界線は本来は関係なくて、あるところにあって、その周辺に及ばない。それを行政的にどう見るかというのは、また別の話ではないかと思っております。私ども審査する時に、図面があったら、例えば県の境、町の境があっても、それを越えるところに影響が及ぶのであれば、そこはどういう判断をされましたかということをお願いいたします。

○矢川部会長 阿部委員、どうぞ。

○阿部（清）委員 今の早田委員のお話は全く最もだと思うんですが、与能本管理官がおっしゃった立地指針と防災の関係において、今のそういうやつを含めて考えるべきだという話は、これは安全委員会として、そういうふうな共通の理解を持っているということなんでしょうか。

○矢川部会長 今の。

はい、では、どうぞ。

○与能本管理官 私の発言の意味をもう少し正確にいたします。

防災法に基づく防災計画と言いますのは、あくまで、そちらの法律でやることでもありますから、炉規法に基づく安全審査とは直接関係ございません。ただ、私

が先ほど言いましたのは、現在の立地審査指針におきまして、公衆に対して適切な措置を講じ得る環境にあると、そういうことを求めております。そういった観点や最新の知見といたしまして、知見と言いますか、実績といたしまして、アクシデントマネジメント、そういったものの知見が増えております。アクシデントマネジメントは施設内での対応でありまして、防災の方でやっていることは施設外の対応で、基本的にそういうことでもありますけれども、その関係についてもう少し検討していただくところはないのか、そういったことが過去の委託調査等からもありますので、検討の項目として入れさせていただいております。

○矢川部会長 阿部委員、どうぞ。

○阿部（清）委員 調査をする時に、周辺的环境条件がどんなふうに変ってきているかということを確認することはとても大事なことですから、そういうことを踏まえて考えるんだということ自体は、これは結構ですねと申し上げたわけですが、立地指針の中に先ほど言いましたように、設計とか安全管理とかが入り込んでくるようでは随分おかしなことになるし、それからさっきの防災の話についても武田委員からのご指摘は、要するに地方自治体のバウンダリーとの関係において、防災を考えるのかというようなご指摘だったわけで、それに対して、そういうものを含めて考えるようでは、何か随分おかしいのではないかというふうに思ったものですから、こういう質問をしているだけでして、だからそういうことを頭に入れて考えることは必要だけれども、防災は防災として安全委員会として何を守るべきかということを確認すれば、要するに立地審査指針は十分ではないかというふうに思います。

○矢川部会長 どうもありがとうございました。

今の件でよろしいですか。更に。

○与能本管理官 立地指針の方で防災の話を含めという話をすれば、それはおかしなことになりますので、あくまでも防災計画等で考えられていることの関係等について、基本的なところについてのみご議論いただくと、そういうふうなことで良いのではないかと考えております。

○矢川部会長 阿部委員。

○阿部（清）委員 今回の立地審査指針の中には、ちゃんと防災という言葉が入っているわけですね。だから、防災について考えることは私は当然だと思っている

わけですが、しかし、それは実際の地方自治体の持っている防災計画といったものを直接何か受けることではないはずでしょうという、そういう意味なんですけれども。

○矢川部会長 どうぞ、課長。

○竹内審査指針課長 お手元の常備資料の中に体系化についてという資料が入っております。付箋が付いているところ。そこの中の10ページに、今の立地評価と防災計画との関係について、体系化の検討委員会の中で整理をされた文書がございます。この考え方を現在でも基本的に変わっていないことが確認されたということでもとまっています、立地評価と防災計画の関係、立地で規定している範囲は、わが国の原子力発電所のほとんど全ての場合、敷地内に含まれている云々かんぬんで、一方、防災計画は、地方公共団体等がとることを目的として念のために定められているものである。即ち、防災対策は、原子炉の安全性確保のための措置の外側に位置し、「原子炉等規制法」に基づく安全規制とは独立に準備されている行政措置であるというのが防災と原子炉等規制法の関係の整理ということだと思っております。

それで、今もお話なんかございましたが、原子力立地指針等で安全審査をする上では、その周辺の公衆との関係で災害防止上支障がないかどうかということを見ているのでありまして、その場所が県境であるとか、自治体の差であるとかによって、新たな追加的な安全被ばく評価上ですとか、そういったところはないと思っています。

○矢川部会長 では、平野委員どうぞ。

○武田委員 今の関連。

○矢川部会長 今の関連。

では、武田委員、どうぞ。ちょっとお待ちください。

○武田委員 そこは私の質問の最初の方は私、非常によく分かったんですが、実は立地指針というものは原子力発電所なら原子力発電所を建てる側の論理と受ける側の論理というのは一応あると。そうすると、ある時にある自治体の人から、そこは原子力の関係のところにあるんですけども、事故が起こった時にどこまで逃がせば良いだろうかという電話がかかってきたことがあって、それで責任者なもんで、どこかまで逃がさなきゃいけないんですけども、そこはこっちが海で、

向こうが山でそれでこの前、防災訓練というのをやろうとしたんだけど、普通の煙だとか、そういうのだったらどこら辺まで逃がせば分かるんだけど、原子力というのは分からないので、どこまで連れてきや良いんでしょうかという電話があって、僕はちょっとそれは調べなきゃいけないと思って、調べたところよく分からなかったんですよ。実はそれでオートバイ、付近の人にはオートバイ配った方が良いのではないですか、それだったら遠くまで逃げられますからなんて言って。それは地方自治体にとって立地を受け入れる時に、住民をどう守るか。つまりシビアアクシデントなんてのがなくて、僕はないんじゃないかと思うんだけど、言葉があって、非常にシビアなアクシデントあるよとか言われると、ではどうするのという話になって、どうするのというのは、立地とは関係がないのかもしれませんけれども、原子力安全委員会の範疇にないというのもちょっと極端かなと思って、それでそこのところをカバーするのが何なのか。要するに、シビアアクシデントということが入ったとしますね。そうしますと、何か逃がさなきゃならないと、住民を。そうすると、逃がすと言ったって、例えばかつてチェルノブイリでは住民にヨウ素剤を配ると。そういう時はヨウ素剤を飲んでくれというふうなのがあったわけですが、そういうふうな観点での立地というのは、ちょっと馴染まないのかなとも思うし、必要なのかなと思ったりもするという事なんですけれども。

○矢川部会長 では、これは事務局の方で答えてください。

○山田管理環境課長 防災に関しましては、皆さんご承知かと思いますが、防災指針というのは安全委員会で別途用意をしております、安全規制とちょっと、安全規制のための指針類と別の種類の報告書として各自治体に対してどういう考え方でオフサイトのいわゆる緊急時の対応を考えたら良いかという目やすを示させていただきました。ですから、その分については立地とまた別の形で安全委員会としては対応していく。

○矢川部会長 よろしいですか。

では、平野委員。

○平野委員 2つあるんですが、1つは今の防災の件なんですけれども、現在の整理としては、両課長が言われたような話で、決してどこかに抜けているところがあるということではないと思います。しかしながら、竹内課長が言われたとこ

ろは、現状の整理というところを10ページで読まれたんですけども、同じ報告書に、例えばいろいろなところにあるんですけども、例えば33ページで今後の課題というところには防災の位置付けについて改めて検討することも、「も」ですけども、必要になると思われるという言葉があるんですけども、これはその前に与能本管理官が言われたように、今の指針の中に原子炉の敷地は原則的条件として、必要に応じて公衆に対して適切な処置を講じる環境にあることという言葉があるわけですけども、これは長い間の検討で、これは防災というか、緊急時計画のことを意識したものであるということは、大体みんな合意されているわけだよね。それが実際に今審査の中でどういうふうに扱われるかというところについては、必ずしも明確ではないと。だから、そこら辺についても整理をした方が良く。

これも皆様ご存じのことだと思いますけども、IAEAとかアメリカ等外国のまねをするわけではありませんけれども、安全審査の最初の立地条件のところ、そういう基本的な緊急時計画がどう具体的にあるかということ審査するのではなくて、適切な緊急時計画を立てられるような立地条件にあるかというところの基本的な審査をやるというような国際的な流れもあるわけですね。そういう観点から、今のすみ分けを変えるということではないんですけども、そういうところの関連でもって、ここの条文のところも、もう一度議論して再確認しておく必要があるのではないかというのは、今まで検討されてきた議論だと思います。だから、今のすみ分けという考え方を変えるということではありませんけれども、それについても一度議論して本来どうあったら良いか、それが長期的課題になるのか、短期的課題になるのか、何もしなくて良いということになるのか、そういうことも議論をする必要があるのではないかと思うのが1つ。

それからもう一つは、アクシデントマネジメントのところはシビアアクシデントに関係するんですけども、ご存じのように、今の仮想事故というのは、いわゆるシナリオレスと言われているわけですけども、もちろん全くイメージがないわけではない。大体このぐらいの事故ということはイメージしたわけですけども、これ作ったのは、30年、40年前ですか、その後の研究でいくと、どのぐらいのシビアアクシデントまでは仮想事故と想定した方が良くかという議論は大分されてきたので、それも考慮に入れるべきではないかと。これも設計や運用

について踏み込むべきではないという、具体的なところに踏み込むべきではないということは当然なんですけれども、これは今の仮想事故でも原子炉の特性というのは別として、安全防護施設等を考慮しということで、全てが成り立っているわけですね。だから、どういう設計をするかということは、ある程度、今の実績等が、それから新しい申請された施設の技術的可能性というのは見ながら、当然立地条件が良いかどうか、今の離隔が妥当かということもやっているわけですから、設計や運用を全く考えないで、全く裸の原子炉で立地条件が良いかということも議論するわけではありませぬので、当然設計や運用との関係も、それが蓋然性のある妥当な方法、あるいは技術的可能性というものもベースに考えながら、立地条件として良いかどうかというのを議論するんで、最終的にどこまで踏み込むかというのは別として、当然、設計・運用のことも検討しながら、現状の現実的な予想される申請の中ではどのようなシビアアクシデントが起こり得るかということも検討して、最終的にまとめるのが私は本来あるべき姿ではないかと思うんですが。

○矢川部会長 どうもありがとうございます。

阿部委員、今の件で。

○阿部（清）委員 今回の平野委員のおっしゃるとおりなんですけど、今の平野委員ご指摘になった今後の課題というのは、これは指針類の体系化に関する検討での今後の課題を考えているわけで、それは体系化、その検討小委員会の方ではこれに基づいてこれから検討するというのを今ついさっき了承したばかりですから、当然体系化の小委員会の中で検討しなくてはならない範囲だというふうに了解しています。

それからもう一点、これは武田委員から前のご指摘についてのコメントなんですけど、個人的なことになりますけれども、私大分前に茨城県が防災計画を作る時に、事故想定とか、あるいは緊急時対策ゾーンはどう設定すべきかというようなことが課題になっていまして、それに対して、少し下働きをしたことがあるんです。非常にいろいろな原子力施設がありますから、決して同一にはならないわけですね。茨城県って物凄くいろいろな施設を持っていますから。

それからもう一つは、これは技術的な検討をしましても、何kmが良いのかという正確な答えというのは実は出てこなかったわけです。今、他の人がやったら

出てくる可能性もあるとは思いますが。ただし、ある設定をして、ある想定をして、そういう防災の対策のところを決めておいて、そういうところで訓練をしておくことが、たとえ事故の規模が違ったとしても、両手を挙げて言うような経験ベース、知識ベースになるということで、現在のものは行政的な措置としてとられているんだというふうに了解しているわけです。

ですから、そこはそういう了解のもとで、安全委員会として、どこまでのことを考えるのかということを決めていけば良いのかなというふうに思っています。

○矢川部会長 どうもありがとうございました。

いろいろ貴重なご意見いただきましたが、もう大体、この立地……

どうぞ、早田委員。

○早田委員長代理 明確にご意見等が出なかった点がございまして、1つは、いろいろございましたけれども、仮想事故関連ですが、離隔の判断に仮想事故というのがあるということで、めやす線量関連ですけれども、集団被ばく線量による判断をするというところがございまして。そういうことも含めて立地というものを評価する時の判断基準等についてもご議論いただければと思います。

○矢川部会長 どうもありがとうございました。

立地に関しましては、他によろしいですか。

大変貴重なご意見、いろいろありがとうございました。

それでは、全体を通して、今3つの小委員会に関連します一つ一つをお伺いいたしました。全体を通して、あるいはまだ議論をし尽くしていない点がございましたら。

竹田委員、先ほど。

○竹田委員 すみません、先ほどはちょっとフライングしまして。

12-4-2号の燃料関連指針類検討小委員会の検討（案）なんですけれども、その（2）のトピカルレポートの活用で、そこから3行下でございまして。各プラント共通事項についてとりまとめられた技術文書、ここなんですけれども、これは質問内容はこの技術文書は各プラント、例えばBWR、PWRの共通事項についてまとめられた非常に基本的な項目、それに関する技術文書なんですけれども、ちょっとそこら辺を念押しでお聞きしたいんですが。

○矢川部会長 事務局から。

○丸山管理官 それでは、お答えさせていただきます。

基本的には、ある程度プラントの共通事項についてまとめた技術文書をトピカルレポートとして原子力安全・保安院として一応定義付けされてございます。実際、今後いろいろなご議論になるかと思えますけれども、基本的には共通事項、個別事項ではなくて、共通事項についてご議論していただくことを想定してございます。

○矢川部会長 よろしいでしょうか。

あるいは他に。

どうぞ。

○竹内審査指針課長 すみません、今の12-4-2号でございますが、少しミスプリがございまして、修正させていただきたいと思えます。

今の(2)のトピカルレポート等の「活用」と書いてあるところでございますが、指示文書のところのとおり、トピカルレポート等の「位置付け」と修正させていただきたいと思えます。

それから、その下、「電気事業者又は及び」と書いてある「及び」を削除させていただきたいと思っております。

それが修正点でございます。

それから、一番最初に体系化のところでおっしゃられた中間とりまとめのまとめ方でございますが、この資料12-4-1、2、3号全て1年以内を目途に中間報告等を取りまとめと書いてございますが、これの意味しているところはもともとの指示文書に書いてありますとおり、具体的な安全指針類等の改訂(案)がある場合はそれを含めて中間報告なり、中間とりまとめなり、その中で示させていただきたいと。

3つの小委員会でございますので、検討の内容、いろいろと深みとか、もう既に最新知見がある程度まとまっているものとか、いろいろと違いはあるとは思いますが、冒頭に委員長からも話がありましたように、最新知見を反映して、今ある指針類を直すべきところは直すという作業も並行して行わせていただきたいというところもありますので、是非具体的な改訂案というところも念頭に置いていただいて、3つの小委員会の検討を進めていただければと思っております。

○矢川部会長 ありがとうございます。

全体を通して、他に。

竹下委員、どうぞ。

○竹下委員 前回の専門部会の議論を受けて一応3つの小委員会を作りましょうという、そこは分かったんですけども、前回の議論で私も申し上げた、いろいろ勉強する必要のあるところがあるんじゃないでしょうかというコメントを申し上げたことがあるんですが、そういう問題は特段、小委員会みたいなのを立ち上げるほどの問題ではないのかもしれませんが、そこいらは事務局で検討するとか、そういうようなことはあるんでしょうか。

○矢川部会長 これ事務局側から。

○竹内審査指針課長 竹下先生ご指摘のあった内容は、耐震の原子炉以外のところというところだと思いますが、そこにつきましてが耐震に限らず、体系化検討小委員会の中の検討項目の(2)で安全審査指針類に関する基本的な安全確保の考え方で発電用原子炉施設とその他の原子力施設に関する整理を含むと。ここでまず原子炉、原子炉以外の安全確保の考え方の検討をしていただいて、それを踏まえて個々の指針、今後どうあるべきかというような話に入っていけばどうかと思っていますが。

○矢川部会長 竹下委員、どうぞ。

○竹下委員 それは体系化小委員会の中でそういう個別の指針のことも検討するんですか。

○矢川部会長 事務局で。

○竹内審査指針課長 まず考え方を整理して、それで中間報告なり、まとまった後、そこをどうしたら良いかということが出れば、また個々の指針で考えていくということになるんじゃないかと思いますが、今、次のステップまでのところははっきりしておりません。

○矢川部会長 どうぞ。

○鈴木委員長 今の竹下委員のご指摘は、前からそういうことについてご指摘をいただいていたいて、その後安全委員会として、そういう角度から具体的に検討してないので大変申し訳なくは思っていますが、おっしゃるように非常に大事な論点であることは間違いなくて、今この3つの小委員会の分担と言いますか、その議論の枠組みでは、ちょっと私どもとしては直接考えていませんでしたので、それ

についてやはり具体的に検討すべきではないかということがこの専門部会としてのご意見であれば、安全委員会としては早速にでも、どういうふうに議論したら良いかについて検討させていただいて、次回のこの部会にでもお諮りしたいと、こう思います。

○矢川部会長 どうもありがとうございました。

阿部委員、どうぞ。

○阿部（清）委員 この確認だけのためなんですけれども、今の竹下委員がご指摘になったその他の原子力施設なんです、これは例えば高レベル廃棄物の処分施設についての安全の指針、こういうものも含むと考えて良いでしょうか。

○矢川部会長 鈴木先生、どうぞ。

○鈴木委員長 安全委員会としては、もちろん体系化ですから、全ての指針に亘ることではあると思いますが、その意味するところは、個別の例えば高レベル放射性廃棄物の処分に係る安全審査については、これはこれでその分野の専門の先生方に中心になってご議論いただかないと難しいと思います。従って、その点は、今は安全委員会としては、これはちょっとご説明が不十分だったかもしれませんが、今の安全委員会の専門部会の構成においては、廃棄物関係の指針類は廃棄物にこういうのを項目が主であります、これは放射性廃棄物・廃止措置専門部会というところで議論していくことになっていまして、原子力安全基準・指針専門部会からは、その部分だけはちょっと別扱いになっています。これが良いかどうかはもちろん検討しなきゃいけないんですけれども、しかし、今のところはそうなっています。

そういう中で、今現在既に、余裕深度処分と称する高レベル放射性廃棄物ではありませんが、比較的深いところに、深い地下に埋設することをもって安全確保をしようという、そういうコンセプトに基づく埋設方法についての指針類を今まさに作っている最中でありまして、そういう議論を踏まえつつ、高レベル廃棄物については今後検討していきたいと、こう思っています。ですから、そういう個別な分野の指針に係る内容の検討については、別のところで議論があるものと、こういうふうにご理解いただけるとありがたいと思います。

しかしながら、横断的に理解しておくべき、例えば潜在的なリスクをどのように理解すべきかというようなこと、これはオーバーオールに考えますと、やはり

全施設に含まれる放射性物質のいろいろな特性に応じて総体的に議論されるべきなので、そういうことについて、この体系化の方で議論をすべしということであれば、そういうご議論は大いにやっていただけたらと、こういうふうに思います。

○矢川部会長 どうもありがとうございます。

そうすると、これは。

どうぞ、山脇委員、どうぞ。

○山脇委員 前回も議論になったと言うか、私も意見を申し上げたことに関連しているんですが、主として、資料12-4-2号の燃料関連指針類検討小委員会というところですけども、この検討項目の中に(1)、(2)、(3)とありますけれども、前回までに議論になった国の指針とそれから民間基準も取り込むという話。どこまでを民間基準でカバーして、どこから国の基準にするのかということがその線引きと言うか、それがその一つの課題だったというふうに私は記憶しているんですけども。ただ、ここの検討項目に書いてあることがそれを十分反映しているのかどうか。

多分、(1)の要求事項の整理というところでカバーされることだと思うんですが、ただ、これは民間基準のことが書いていないんですね。要するに、手引き・技術規定というふうに書いてありますが、これは民間基準のことなのか、要するに民間で基準を決めたものを国が認定すると言うか、そういうプロセスでやっていこうということが1つあったと思うんですが、そうすると、またいろいろな問題が起こり得るわけで、そこをどう整理するのかということも十分議論していかなきゃいけないと思っているんですよね。この(1)のところ、それはカバーされるんでしょうか。

○矢川部会長 どうもありがとうございます。

では、(1)の書きぶりについて、今の山脇委員からのコメントにつきましてお願いします。

○丸山管理官 それでは、お答えいたします。

まず、今12-4-2号の燃料関連指針でございます。それから体系化の中でもちょっと書いてございますが、関連学協会の策定する規格・基準類の活用というものも含めて体系化でございます。この燃料関連指針類に関してでございますが、まず当面の措置としてでございますけれども、少なくとも今現在ある燃料関連指

針類の整理を行いつつ今現在、原子力安全・保安院で検討は進められてきているいわゆるトピカルレポートというものも検討を行いながら、(3)のその他重要と認められる事項で、その後民間基準というものの位置づけ等々も今後議論になっていくかと思いますが、とりあえず、当面の措置として(1)の要求事項の整理を行った上で必要な項目、必要な事項について、引き続き検討される結果になるかと思えます。

○矢川部会長 どうもありがとうございました。

よろしいですか。

先ほどの竹下委員のご質問の関係はどうでしょうか。鈴木委員長が先ほどおっしゃったように、もし必要があれば勉強すると言うんですか、この場で。そこら辺について、どうお考えでしょうか。

○鈴木委員長 それでは、竹下委員の問題提起におきまして、安全委員会として、どのような議論が可能か検討の方法について次回ここにお示ししますので、そこでご検討いただけますか。

○矢川部会長 どうもありがとうございます。

それでは、他に全体を通して何かございませんでしょうか。

よろしいですか。

それでは、どうもありがとうございました。

では、各小委員会におかれましては、ただいま議論がございましたようなことを基本に、いろいろ具体的な検討を進めていただきたいと思います。また、各小委員会、3つの小委員会にもいろいろ絡んでいることがございますので、構成員の先生方のご意見もいろいろ交換するような場合は、藤城部会長代理が3つとも兼ねておられますので、これは大変好都合でございますので、是非そういう面からもご検討をお願いしたいと思います。

本日の決まりました3つの小委員会におかれましては、その検討状況について、適宜、この本部会にご報告をお願いしたいと思います。

あとは共通する事項につきましては藤城部会長代理、あるいは私の方にもでもご連絡いただければ、またこの部会を開催いたしまして、共通することにつきまして、議論をするということにさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、本日予定しておりました議題は以上でございますが、全体を通して何かございますでしょうか。

よろしいですか。

では、事務局からその他連絡事項がございましたら、お願いいたします。

○竹内審査指針課長 ありがとうございます。

それでは、各小委員会につきましては、今後構成員の手續を進めていきまして、手續終了後、構成員になっていただいて、小委員会を開催していきたいというふうに思っております。

小委員会につきましては、また事務局から各先生のご都合をお伺いして日程調整させていただきたいと思っております。

また、今日竹下先生から指摘ありました事項、それからまた小委員会での検討の状況等につきまして、次回、本会合の日程につきましては、また日程調整を行わせていただいて、決めさせていただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○矢川部会長 どうもありがとうございました。

それでは、これをもちまして本日の会合を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

午前 11 時 26 分 閉会